サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム 規約
初版

第1章 総則

（目的）

第1条 サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は以下の活動を通じ、中小企業を含めた日本の産業サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の促進を目的とする。

① 各業界の団体・機関による連携と官民による協力の促進

② 各者が自らのセキュリティを高めようとする意識の向上と、他者と共同してリスクに対応する文化の醸成を図るべく、これらに寄与する施 策の検討・実施

（名称）

第2条 コンソーシアムの正式名称は「一般社団法人サイバーリスク情報センター（以下、「CRIC」とする。）サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム」とする。

日本語 ：一般社団法人サイバーリスク情報センター サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム

英語 ：Cyber Risk Intelligence Center – Supply Chain Cybersecurity Consortium

略称 ：CRIC SC3

URL ：https://sc3.jp/

（事業）

第3条 コンソーシアムは第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

① 日本の産業サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の促進のため、業界や国を跨ぐサプライチェーン・サイバーセキュリティ向上のための連携体制の構築、中小企業等を含めたサプライチェーン構成員に対するサイバーセキュリティ対策支援や情報発信、セキュリティ人材育成に向けた産業・教育機関の連携等に関する活動の検討と実施

② サプライチェーンのサイバーセキュリティ強化のため企業に求められる基本的な行動（①サイバー事案に関する情報共有、②関係者への報告及び③公表の実施）の促進

③ その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員種別）

第4条 コンソーシアムの会員は、日本国内に活動拠点を持ち、コンソーシアムの目的及び事業に賛同する法人その他の団体、又はコンソーシアムの会長がその活動に寄与すると認めた有識者等を会員とする。

尚、会員の種別は、次のとおりとする。

A） 特別会員 ：CRIC の正会員 C であり、本組織活動に連携・協力していただける全国的団体とし、初期の特別会員は、以下の 3 団体とする。

一般社団法人 経済団体連合会
公益社団法人 経済同友会
日本商工会議所

B） 会員 1 ：CRIC の理事会員及び正会員 A-1 であり、コンソーシアムの活動と運営に積極的に関与していただける企業または団体

C） 会員 2 ：CRIC の正会員 A-2 であり、コンソーシアムの活動に積極的に関与していただける企業または団体

D） 会員 3 ：CRIC の賛同会員であり、コンソーシアムの活動に賛同し、参加自組織のサプライチェーンセキュリティのレジリエンス向上を目指す企業または団体並びに個人

（入会）

第5条 本組織への参加を希望する法人または、団体は、企画・調整室へ所定の様式をもって参加申請を行うものとする。

2 コンソーシアム への参加の可否は、運営委員会により決定される。尚、初期の会員については法人化移行手続きによってこれを代行するものとする。

3 CRIC に未加入の場合には同時に CRIC 入会申し込みを行うものとする。

（会費）

第6条 一般社団法人サイバーリスク情報センター 「定款 （入会金及び会費）第7条」 及び「会員規則（会費）第6条」に準じるものとする。

（会員の権利）

第7条 会員種別に伴う権利は以下のとおりとする。

A） 特別会員

（ア）総会に参加し意見を表明することができる。
（イ）運営委員会に（オブザーバーとして）参加し意見を表明することができる。
（ウ）全体会議に参加できる。
（エ）フォーラムに参加することができる。但し、個々の参加条件、及び主催者の判断で参加が制限されることがある。
（オ）会員向けのサービスの利用ができる。

B） 会員 1

（ア）総会での議決権を持つ
（イ）運営委員会に委員を参加させる事が出来る。
（ウ）全体会議、フォーラム、ワーキング・グループ、サブ・ワーキンググループ、勉強会に参加できる。
（エ）会員向けのサービスの利用ができる。

C） 会員 2

（ア）全体会議に出席できる。
（イ）フォーラム、ワーキング・グループ、サブ・ワーキング・グループ、勉強会に参加できる。但し、個々の参加条件、及び主催者の判断で参加が制限されることがある。
（ウ）会員向けのサービスの利用ができる。

D） 会員 3
（ア）全体会議に出席できる。
（イ）フォーラム、ワーキング・グループ、サブ・ワーキング・グループ、勉強会に参加する事が出来る。但し、個々の参加条件、及び主催者の判断で参加が制限されることがある。
（ウ）会員向けのサービスの利用ができる。

（会員の義務）
第8条　会員は以下の義務を負う。
① 会員は、コンソーシアムまたは本規約に従って行う活動に積極的に参加・活動しなければならない。
② 会員は、相互扶助の精神を理解し、会員相互の利益に寄与するともに、社会への貢献に努めなければならい。
③ 会員は、コンソーシアムで得た情報等を適切に取り扱わなければならない。なお、これらの情報の保護義務は、一般公開などによって、その情報の秘密性が喪失された時点まで続くものとする。
④ 会員は、連絡窓口を明確にし、コンソーシアム及び他の会員と連絡体制を維持し、自らの情報の最新性を保持しなければならない。

（退会・失格・除名）
第9条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。
2 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。ただし、会員が吸収、合併等による事由で解散する場合においては、会員が望む場合その権利及び義務は、新法人／新団体に継承される。
3 コンソーシアムの退会をもって CRIC の退会とはならず、退会申請を行なう際に併せて CRIC の退会手続きを行なう。
4 CRIC の会員資格を失った会員については、自動的にコンソーシアムの会員資格を失うものとする。
5 本規約を遵守しないとき、コンソーシアムの名誉若しくは信頼を棄損する行為があったとき又は次の各号に該当すると認められるときは、当該会員を除名させることができる。
① 法人等（個人又は法人その他の団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（フェロー）

第10条

2 フェローは、第 1 条に掲げる目的の実現に寄与した功績があり、コンソーシアムの活動に功労のあった者から、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

3 フェローの任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（アドバイザー）

第11条 コンソーシアムは、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、原則として大学等の教育従事者であり、サイバー セキュリティに関連した有識者でコンソーシアムの趣旨に賛同し、適宜助言を頂ける方で、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

（オブザーバー）

第12条 コンソーシアムは、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、政府機関等（地方自治体を含む。）であって、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

3 オブザーバーの任期は1年とする。ただし、再任することができる。

第3章 役員

（役員）

第13条 コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長若干名を置く。

（会長及び副会長）

第14条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

3 会長及び副会長は、やむを得ない事由により辞任する場合、後任の選任によらず辞任することができる。但し、会長が辞任した場合は、本項（2）に従い副会長がその業務を代行し、次の総会までに運営会議は新たな会長の推薦を行わなければならない。

4 会長及び副会長は、CRIC会員規則第16条2の委員長及び副委員長の扱いとする。

（任期）

第15条 役員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

（報酬）
第16条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

（総会）
第17条 コンソーシアムは、最高機関として総会を置く。
2 総会は、会員をもって構成し、年1回程度開催するほか、会長が必要と認めた時に開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
3 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の次に掲げる基本的事項について審議し、決定する。
① コンソーシアムの会長及び副会長の選任又は再任
② コンソーシアムの解散
③ 本規約の改定
④ コンソーシアムの運営又は組織の体制に関すること
4 会員 1 は、総会において1票の議決権を有する。
5 総会は、総議決権の過半数を有する者の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
6 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の有する議決権のうち、過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
7 総会は、会長が招集し、議長を務める。

（全体会議）
第18条 全体会議は、コンソーシアムの事業内容の議論の場である。以下の要領で開催する。
① 年2回を目処として開催し、全会員が参加できる
② 各 WG 等のコンソーシアム全体の活動に関する報告と議論
③ 必要に応じて、関心の高いトピックスを取り上げて講演または、議論を実施
④ 全体会議を通じて、人材育成や会員間での情報共有と連携の醸成を行なう場としての役割を担う

（運営委員会）
第19条 コンソーシアムは、執行機関として運営委員会を置く。
2 運営委員会は、コンソーシアムの会員1、フェロー、アドバイザー、及びオブザーバーの中から会長により指名された者と、各ワーキング・グループの座長からなる運営委員により構成される。
3 運営委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。
4 運営委員は、自らの任期中においては、会長が承認した場合のみ、他の者に運営委員の職を譲ることができる。ただし、新たに任命される委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 運営委員会は、本条第2項に定める会長により指名された者による無記名投票にて、運営委員会議長を互選する。ただし、投票によらず、動議その他の方法により選任することができる。

6 運営委員会は、コンソーシアム全体の事業活動、ワーキング・グループの設置及び廃止、外部機関との連携体制の構築等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。外部機関との連携を行う際には、運営委員会議長は、会長及び副会長に報告する。
7 運営委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
8 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長が指名する議長の決するところによる。
9 運営委員会は、会長又は議長が召集し、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
10 会長又は議長は、必要があると認めるときは、運営委員会に参考人として委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（フォーラム）
第20条 フォーラムは、コンソーシアムのワーキング・グループ/サブ・ワーキング・グループ/勉強会での詳細活動報告と専門家によるサイバー関連状況の分析等を共有する場である。以下の要領で開催する。
① 年2回を目処として、物理的会場のみでの開催とする。
② 主たる参加者は会員 1 とし、特別会員、会員 2、会員 3 も参加できる。但し、個々の議題の性質等の諸条件により参加者を制限する場合がある。
③ 各 WG 等の活動に関する詳細報告と議論の実施
④ サイバー空間状況に関連したトピックスについての情報共有、議論の実施
⑤ フォーラムは必要に応じた条件によって限定した会員間での情報共有と連携を実施する役割を担う

（ワーキング・グループ/サブ・ワーキング・グループ/勉強会）
第21条 運営委員会は第3条の事業を行うにあたり個別のテーマに対応するため、必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。
2 ワーキング・グループは、コンソーシアム会員から参加意思のある者が委員として就任する。さらに、ワーキング・グループのテーマを踏まえて必要があればコンソーシアム会員以外の者が委員として就任することができる。
3 運営委員会議長はワーキング・グループの委員構成を確認し、運営委員会で合議の上、これら委員の中から座長及び必要に応じて座長代理を指名する。
4 ワーキング・グループは、それぞれのテーマに関する活動についての意思決定を行い、その意思決定に即して活動を実施する。
5 ワーキング・グループでの意思決定は、活動方針及び活動計画の策定について行われる。ワーキング・グループは、委員の過半数が出席（代理出席、委任状を含む）し、出席委員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときはワーキング・グループ座長が決する。ワーキング・グループは会長、運営委員会議長又はワーキング・グループ座長が召集し、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。また、必要に応じて、ワーキング・グループに参考人として委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 ワーキング・グループは、活動方針及び活動計画に基づき、具体的なディスカッションや活動を実施するプロジェクトに着手する。これらの活動の具体的な実施内容については、ワーキング・グループで検討され、ワーキング・グループ座長により決定される。

7 ワーキング・グループの活動において具体的な課題に対応するため、ワーキング・グループ座長はサブ・ワーキング・グループを設置することができる。また、より機動的に特定の項目の検討を実施のための勉強会を開催することができる。

サブ・ワーキング・グループを設置する際には、ワーキング・グループ座長は、サブ・ワーキング・グループのメンバー構成を確認し、ワーキング・グループでの合議の上、これらメンバーの中から主査を指名する。また、サブ・ワーキング・グループの活動が終了したときには、ワーキング・グループ座長は、サブ・ワーキング・グループの解散を行うことができる。

8 ワーキング・グループ座長は、ワーキング・グループ及びサブ・ワーキング・グループ活動の進捗又は結果を、運営委員会に報告する。

9 勉強会の活動は、企画・調整室との連携の下、ワーキング・グループ座長の裁量で開催・実施出来るものとする。

（企画・調整室）

第22条 コンソーシアムは、コンソーシアム全体の運営のための企画業務、調整業務及びこれらの業務に要する事務を行うために、企画・調整室を置く。運営委員会議長は運営委員会で合議の上、企画・調整室長を指名する。企画・調整室は委託する事業者にその業務の一部を行わせることができる。

第5章 補則

（成果物の著作権等）

第23条 コンソーシアムで作成された成果物の著作権は、コンソーシアムに帰属し、CRIC が管理するものとする。

2 コンソーシアムで作成された非公開の成果物は、コンソーシアムの許可なく自社利用をのぞく「商用」に利用してはならない。

（情報の保護）

第24条 コンソーシアムの会員は知り得た情報の保護に万全を期すものとする。

2 コンソーシアムの会員資格を喪失した場合には、知り得た情報に関しては公知になったものを除き、適切に廃棄もしくは以後も管理しなければならない。

（CRIC 会員規則の継承）

第25条 本規約に定めがない事項に関しては CRIC 会員規則に準じて扱うものとする。

2 CRIC の会員規則にも取定めのない事項で、必要と判断されるものについては運営委員会での決定により定めるものとする。

（規約の改定）

第26条　本規約の改定が必要な場合には、企画・調整室にて改定案を作成し、運営委員会にて議論した結果をもって総会で承認するものとする。ただし、誤記や体裁の変更など規約の内容に依らない軽微な修正については運営委員会にての承認で可とするものとし、全体会議及び次回の総会にて報告するものとする。

（その他）

第27条　この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附則

附則1　コンソーシアムの設立時における当該規約（初版）、ならびに会長及び副会長は、任意団体の時点でのコンソーシアムの総会での承認を持って成立する。

附則2　コンソーシアムの設立時における運営委員は、会長が指名する。

附則3　コーソシアムは、CRIC 理事会において設置の承認決議をもって委員会として CRIC の委員会として設置する。

附則4　本規約は、コンソーシアムの設立日である2025年1月1日より施行する。

一般社団法人サイバーリスク情報センター
サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム
初版　　制定　　2024年12月13日
施行　　2025年1月1日